



償却資産(固定資産税)は申告が必要です

問 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線136、140)

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営し ている人、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けている 人などが、その事業のために用いることができる構築物、機械、 装置、工具・器具、備品などの資産のことです(土地・家屋を 除く)。

▶ 申告が必要な人

令和5年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人また は法人。または他の事業者などに貸し付けている人。

▶ 申告期限 令和5年1月31日(火)まで

▶ 申告書類

昨年度に須恵町の様式を用いて申告された人や、新たに 事業を開始した人には、12月中旬に償却資産申告書をお送 りします。

償却資産申告書が届かない場合や、新たに送付が必要な 場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

償却資産の対象となるもの(業種別の例)

良如貝注の対象にある 0の (未住川の内)		
共	通	パソコン、事務机、エアコン、駐車場設備、太陽光発電など
不 動	産	外構工事(門、塀、緑化施設、フェ
貸付	業	ンスなど)、自転車置場など
小売	業	商品陳列ケース(冷凍・冷蔵機付
		を含む)、自動販売機など
飲食	業	接客用家具・備品、厨房設備、力
		ラオケ機器、日よけなど
_	48	受変電設備、加工機械・設備、看
エ	場	板、構内舗装など
7=1 =/1∟	業	ブルドーザー、パワーショベル、
建設		ミキサー、発電機、ポンプなど
自 動	車	プレス、オートリフト、充電器、
整備	業	ジャッキ、溶接機、防壁など
医	院	各種医療機器(ベッド、手術台、X
歯科医	医院	線装置など)、待合室用いすなど

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自 動車・自動二輪車などは除きます。



確定申告用納付確認書を 郵送します

間 住民課

- ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

令和4年中に支払われた国民健康保険税および後 期高齢者医療保険料の確定申告用納付確認書を各納 税義務者宛てに令和5年1月中旬に郵送します。

※特別徴収(年金からの天引き)分について

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」に記載さ れています。確定申告用納付確認書の発行対象外の ため、送付されません。



ホームページバナー広告を 算集します

🔡 まちづくり課

- ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
- ☎ 932-1151(内線342)

須恵町では、町の公式ホームページに企業のバナー 広告を掲載しています。広告を掲載しませんか?

▶申込方法

須恵町ホームページ広告掲載申込書に広告案を 添えて、まちづくり課にお申し込みください。

▶ 掲載金額(1か月あたり)

トップページ 10,000円



社会保険料控除の申告に使える 国民年金保険料控除証明書が発 行されます

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険 料を納めた場合と同様に、納付した国民年金保険料 も社会保険料控除としてその年の課税所得から控除 され、税額が軽減されます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確 定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払っ たことを証明する書類の添付が必要です。

- ▶控除の対象 令和4年1月から令和4年12月まで に納められた保険料全額
- ●過去の年度分や追納した保険料を含む
- ●自分の保険料だけではなく、配偶者や家族(お子 さんなど)分の国民年金保険料を納付した場合 は、その保険料も合わせて控除が受けられます。
- ▶ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付
- ①令和4年1月1日から9月30日までに納付 →11月上旬
- ②令和4年10月1日から12月31日までに、今年は じめて国民年金保険料を納付した人
- →令和5年2月上旬
- ※日本年金機構から送付されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん 不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制 度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問 東福岡年金事務所 ☎ 651-7967



スマホお助け窓口を開設します

- ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
- ☎ 932-1151(内線111)

須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進の ため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使っ てみたい人を対象に、個別対応のスマートフォン無 料相談窓口を開設します。

※スマートフォンを持っていない人には、スマート フォンを無料で貸し出します。

- ▶開設日 12月19日(月)、26日(月)、1月10日(火)
- ▶ 受付時間 9時~12時·13時~16時
- ▶場 所 須恵町役場 1階 ロビー特設カウンター
- ▶ 相談内容 スマートフォンの基本操作(メール・電
 - 話・カメラ・インターネットの使い方)、
- LINEの登録方法など
- ▶注意事項 端末設定や端末の購入、機器の故障の 相談などは受け付けていません。



消費税のインボイス説明会を 開催しています

- ☎ 932-1495(ダイヤルイン)
- ☎ 932-1151(内線131)

【香椎税務署からのお知らせ】

令和5年10月からの消費税のインボイス制度開始 に伴い、インボイス(請求書や領収書)を発行する 事業者は、事前に税務署へ「適格請求書発行事業者 の登録申請書」を提出し、登録番号を取得する必要 があります。

取引先を持つ全ての事業者に影響する重要な制度 のため、香椎税務署では毎月「インボイス説明会」 を開催しています。開催日は、国税庁ホームページ または香椎税務署へお尋ねください。

国税庁ホームページはこちら→



問 香椎税務署管理運営第一部門 ☎ 661-1031



マイナンバーカード 出張申請窓口を開設します

役場からの インフォメーション

住民課 マイナンバーカード普及推進室 ☎ 932-1151(内線174)

マイナンバーカード取得促進

キャンペーンは12月28日(水)までです!

新規でマイナンバーカードをお申し込みの人 に特典(燃えるゴミ袋1,000円相当プレゼント+ ガラポン抽選)をご用意しています。

この機会に、ぜひマイナンバーカードの交付申 請をしませんか?

開設場所 アザレアホール1階 ホワイエ

- ▶ 開設 日 12月19日(月)、23日(金)、27日(火)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分

開設場所 Aコープ須恵店

- ▶開設日 12月20日(火)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分

開設場所 コメリ須恵店

- ▶開設日 12月22日(木)、26日(月)
- ▶ 開設時間 10時30分~16時30分

手続きや写真撮影は無料です。

当日は本人確認書類をご持参ください。

QRコード付き交付申請書をお持ちいただくとス ムーズにお手続きができます。

マイナンバーカードやマイナポイントについての お問い合わせなどのご来場も歓迎します。



